

議案第56号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年8月27日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例

南あわじ市公民館条例（平成 17 年南あわじ市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 福良地区公民館の部を次のように改める。

101 会議室	350	400
和室 1	300	350
和室 2	200	250
調理室	600	700
201 会議室	500	600
202 会議室	350	400
203 会議室	350	400
204 会議室	200	250
多目的室	600	700
講堂	1,400	1,700

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南あわじ市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

南あわじ市公民館条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表第1 略				別表第1 略				
別表第2 (第9条関係)				別表第2 (第9条関係)				
公民館名	施設名	使用料 (1時間当たり・円)		公民館名	施設名	使用料 (1時間当たり・円)		
		昼間	夜間			昼間	夜間	
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
中央公民館～三原志知公民館 略				中央公民館～三原志知公民館 略				
福良地区 公民館	101 会議室	250	300	福良地区 公民館	101会議室	350	400	
	102 研修室(和)	300	350		和室1	300	350	
	103 研修室(茶)	150	200		和室2	200	250	
	104 調理実習室	600	700		調理室	600	700	
	201 会議室	150	200		201会議室	500	600	
	202 会議室	500	600		202会議室	350	400	
	203 研修室(和)	300	350		203会議室	350	400	
	204 研修室(和)	250	300		204会議室	200	250	
	205 研修室	250	300		多目的室	600	700	
	206 視聴覚室	350	400		講堂	1,400	1,700	
講堂				1,850				2,200
賀集地区公民館～灘地区公民館 略				賀集地区公民館～灘地区公民館 略				
備考 略				備考 略				

議案第57号

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料
に関する条例制定について

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条
例を別紙のとおり制定する。

令和2年8月27日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料 に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき、子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額（以下「保育料」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(保育料)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額並びに法附則第6条第4項に規定する当該保育費用を保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて市が定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る保育料は、零とする。
- (2) 満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る保育料は、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の状況に応じ別表に掲げる世帯の階層区分に基づき、同表に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市以外の市町村が行った教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもの保育料は、当該教育・保育給付認定を行った市町村が定める額とする。

(保育料の決定等)

第4条 市長は、前条に規定する保育料の額を決定し、又は変更したときは、その旨を、教育・保育給付認定保護者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知するものとする。

(保育料の納付期限)

第5条 教育・保育給付認定保護者は、前条の規定により決定され、又は変更された保育料を指定された期限までに納付しなければならない。

(保育料の減免)

第6条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の還付)

第7条 既に収めた保育料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(南あわじ市立幼稚園保育料等徴収条例の廃止)

2 南あわじ市立幼稚園保育料等徴収条例(平成17年南あわじ市条例第79号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定による南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育・保育給付に係る保育料について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る保育料については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

階層 区分	階層区分の定義	保育料（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3	市町村民税所得割額の区分が48,600円未満の世帯	19,500	17,500
4	市町村民税所得割額の区分が48,600円以上97,000円未満の世帯	28,000	26,000
5	市町村民税所得割額の区分が97,000円以上169,000円未満の世帯	37,000	35,000
6	市町村民税所得割額の区分が169,000円以上301,000円未満の世帯	41,500	39,500
7	市町村民税所得割額の区分が301,000円以上397,000円未満の世帯	45,000	43,000
8	市町村民税所得割額の区分が397,000円以上の世帯	48,000	46,000

備考

- 1 この表において、「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 4 条第 1 項の規定により、1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）の区分において認定を受けた保育必要量を、「保育短時間」とは同項の規定により、1 月当たり平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の区分において認定を受けた保育必要量をいう。
- 2 第 1 階層を除き、当該年度の 4 月分から 8 月分までの保育料の算定にあつては前年度分の、当該年度の 9 月分から 3 月分までの保育料の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額により決定するものとする。
- 3 この表における市町村民税の額の区分は、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属するものについての市町村民税の額を合算して決定するものとする。
- 4 この表における所得割（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割をいい、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）の額の算定については、次のとおりとする。
 - (1) 地方税法第 314 条の 7 から第 314 条の 9 まで、同法附則第 5 条第 3 項、同法附則第 5 条の 4 第 6 項、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項、同法附則第 5 条の 5 第 2 項、同法附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、同法附則第 7 条の 3 第 2 項並びに同法附則第 45 条の規定は適用しないものとする。
 - (2) 当該所得割の額を課せられた者が賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有していた者であるときは、その者を賦課期日において本市の区域内に住所を有していた者とみなして算定する。
 - (3) 教育・保育給付認定保護者が地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令

で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、当該教育・保育給付認定保護者を同法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、同法第 295 条第 1 項第 2 号、同法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号及び同条第 3 項の規定により算定する。

5 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が第 3 階層又は第 4 階層（市民税所得割額の区分が 77,101 円未満の世帯に限る。）に認定された世帯であって、次の各号のいずれかに該当する場合の保育料は、別表の規定にかかわらず、9,000 円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) アからエまでに規定する者のいずれかがいる世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

6 教育・保育給付認定保護者の属する世帯において負担額算定基準子どもが複数人いる場合におけるこの表の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

(1) 負担額算定基準子どものうち 2 番目の年長者である満 3 歳未満保育

認定子どもに係る保育料は、保育料（月額）の欄に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(2) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、零とする。

7 教育・保育給付認定保護者の属する世帯において特定被監護者等が複数人いる場合であって、市民税所得割額の区分が57,700円未満であるときにおけるこの表の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 次に掲げる満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者に係る保育料は、保育料（月額）の欄に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども

イ すべての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における保育料算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

(2) 次に掲げる満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者に係る保育料は、零とする。

ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども

イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における保育料算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

ウ 保育料算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども

8 前項の規定は、教育・保育給付認定保護者の属する世帯において特定被監護者等が複数人いる場合であって、市民税所得割額の区分が77,101円未満であり、かつ、当該世帯が備考第4項各号のいずれかに該当する場合

におけるこの表の規定の適用について準用する。この場合において、前項第1号中「保育料（月額）の欄に掲げる額に100分の50を乗じて得た額」とあるのは「零」とする。

議案第58号

南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設条例の一部を改正する条例制定
について

南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
定する。

令和2年8月27日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設条例の一部を改正する条例

伊弉漁港海岸環境施設条例（平成17年南あわじ市条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第8条関係）

施設名	単位	使用料(円)	利用時間
オート キャン プサイ ト	1 サイト 大人（中学生以上）1人 小人（小学生）1人	6,000 300 150	午後2時から翌日の午 前10時まで（デイキャ ンプとして使用する場 合は、午前11時から午 後4時まで）
温水シ ャワー	2分	200	午前8時から午後8時 まで
駐車場	自動車1台 二輪車1台 マイクロバス1台	700 200 1,500	午前8時から午後8時 まで

備考

駐車場の使用料は、海水浴場開設期間に限りこの表のとおりとし、その他の期間は無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日から施行の日にかけてオートキャンプサイトを使用する者の当該使用料については、なお従前の例による。

南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表（第4条、第8条関係）				別表（第4条、第8条関係）				
<u>施設名</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>	<u>利用時間</u>	<u>施設名</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u> (円)	<u>利用時間</u>	
<u>オートキャンプサイト</u>	<u>1サイト</u> <u>大人1人</u> <u>小人1人</u>	円 4,000 (中学生以上) 300 (小学生) 150	<u>午後2時から翌日の午前10時まで</u>	<u>オートキャンプサイト</u>	<u>1サイト</u> <u>大人(中学生以上) 1人</u> <u>小人(小学生) 1人</u>	<u>6,000</u> <u>300</u> <u>150</u>	<u>午後2時から翌日の午前10時まで</u> <u>(デイキャンプとして使用する場合は、午前11時から午後4時まで)</u>	
<u>バーベキューサイト</u>	<u>1人</u> <u>1組</u>	円 300 (美化協力金) 500	<u>午前10時から午後7時まで</u>					
<u>温水シャワー</u>	<u>1分</u>	円 100	<u>午前8時から午後8時まで</u>	<u>温水シャワー</u>	<u>2分</u>	<u>200</u>	<u>午前8時から午後8時まで</u>	
<u>駐車場</u>	<u>1台</u> <u>1台</u>	円 (自動車) 700 (二輪車) 200	<u>午前8時から午後8時まで</u>	<u>駐車場</u>	<u>自動車1台</u> <u>二輪車1台</u> <u>マイクロバス1台</u>	<u>700</u> <u>200</u> <u>1,500</u>	<u>午前8時から午後8時まで</u>	
<u>備考</u>				<u>備考</u>				
(1) オートキャンプサイトを使用してのデイキャンプは、午前11時から午後4時までとするが、使用料は、泊使用と同額とする。				駐車場の使用料は、海水浴場開設期間に限りこの表のとおりとし、その他の期間は無料とする。				
(2) 駐車場料金の徴収は、4、5月の連休、7、8月とその他混雑期のみとする。								